

中小企業政策審議会
第16回
小規模企業基本政策小委員会

平成30年12月20日（木）

経済産業省中小企業庁

午後3時00分 開会

○寺岡委員長 それでは、時間となりましたので、第16回「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」を開始いたします。

御出席者につきましては、お手元の座席表にて御紹介にかえさせていただければと存じます。

本日も円滑な議事運営に御協力をお願い申し上げます。

なお、本日、村田委員より第13回の委員会での補足の説明として、お手元にあると思うのですけれども、出版されたばかりの著書を皆様のお手元にいただいております。私も先週いただきまして、ざっと目を通しまして、確かにデジタルの反対はフィジカルだなということで、非常にわかりやすく理解できたと思います。ちなみに、私は経営者と勉強会をやっているのですけれども、早速26冊発注いたしましたので、少しでも貢献をいたしました。

村田委員より、何か一言ありますか。よろしいですか。

○村田委員 一言だけ。お荷物になって恐縮でございますが、お目通しいただければと思いついて、今日は先生に御相談して持参させていただきました。中身はぜひご覧いただけたらと思いついて、ぜひ皆様のお仕事の何かしらお役に立つところが見つけられればと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、初めに中小企業庁の吉野さんより、開会の御挨拶をお願いいたします。

○吉野統括調整官 中小企業庁の吉野でございます。

本日も大変お忙しいところ、この会議に集まっておいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は基本計画の案を提示させていただきます。この小委員会が始まりましたから、さまざまな視点でもって議論をいただきました。小規模事業者に対する個社支援を自治体と連携をしながら面的なものに変えていくと。具体的にはサプライチェーンですとか、産地ですとか、あとは私の田舎の川上村の紹介もありましたが、極端な人口減といったところでは、そのコミュニティーをどう支えるのかといったことも議論があったところでございます。

それから、多様な働き方といいますか、フリーランスの方々ですとかIT、それを使ったプラットフォームを使った形でさまざまな新しいビジネスと小規模の方々も出てこられているようなこともございました。

ことは災害が相次ぎましたが、凶らずも広島県知事、総社市長さん、晝田さんのところもそうでございますし、湯河原も台風の折に被害があったと聞いておりますが、そうしたことで中小企業についても相当な被害が及びました。これに関しても御報告をいただき

ながら、今後どういう対策をとっていくのかといったところを御議論賜ったらと思っております。

なお、それ以外にも小規模とはいえ将来的にはこの地域の中核を担っていただけるような企業を育てていこうですか、さまざまございましたが、今日はそうしたところをお示しする基本計画の中である程度お示しできていると思うのですが、実質、今日が最後の議論になるかと思えますけれども、さらに積極的に御意見を賜りまして、よりよい計画に仕立てていきたいと思っております。

本日はよろしくお申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

本日の議題は「平成26年改正 小規模事業者支援法の実績」と「小規模企業振興基本計画骨子（案）等」です。

早速、中小企業庁より平成26年小規模支援法の実績の説明をお願いいたします。

○西垣課長 ありがとうございます。

お手元に本日資料2ということで「平成26年改正小規模事業者支援法の実績」というパワポが入っているかと思います。そちらをあけていただければと思います。

まず1ページをめくっていただきますと、この委員会でも何度かお見せした資料になりますけれども、まず、平成26年の基本法ができたときにつくられました。今回は第I期と呼ばせていただいているのですが、第I期小規模企業振興基本計画、これの改定ということで、第II期の基本計画の議論をさせていただいているのがこの小委員会でございます。この基本計画ができたときに、あわせて同じ年に小規模事業者支援法を改正して、商工会・商工会議所による小規模事業者支援のあり方がある意味で変えたというのが第I期のときに起こっていることです。

それが、この施策体系の左下の図を見ていただければと思うのですが、上に商工会・商工会議所から小規模事業者に対してという矢印が白い矢印とオレンジの矢印と2本ございます。この法律改正の前の白い矢印のところに書いてございますが、従来は記帳指導であるとか、税務指導であるとか、金融指導であるとか、専ら経営改善支援を中心にしてきた経営指導員を中心とした商工会・商工会議所の小規模支援のあり方を、この26年改正法の際にプラスアルファとしてこのオレンジの部分、経営の発達支援ということをしつかりと位置づけまして、経営発達支援事業の実施を行うための計画というものを各商工会・商工会議所につくっていただき、その経営発達支援計画を経産大臣が認定し、そうした計画に基づいて行う伴走型事業に国が補助金を出して、商工会・商工会議所が小規模事業者の伴走型支援をするということを推進してきたというのが、この平成26年からの流れでございます。

この際に新しくできました小規模事業者に直接お渡しする小規模事業者持続化補助金、こういったものについての施策評価というのは、第1回のときに出させていただいているのですが、本日はこの経営発達支援計画の認定制度を入れたことで、商工会・商工

会議所の支援スタイルが変わったかどうかということについての評価を御説明させていただこうと思います。

次のページに参りまして、評価①というところですが、まず、この経営発達支援事業の中で、中心としては、各小規模事業者さんの強み・弱み分析等をしながら事業計画を策定する、その策定支援をした上で、その計画に基づいて実行されているかどうかを伴走していくという理念でございます。

この右下の計画作成支援数というグラフを見ていただきますと、まず人口規模別に分けておりますが、オレンジのラインは経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所、青いところは未認定の商工会・商工会議所の事業計画作成支援数でございます。これは人口規模ということで一応分けておりまして、50万人以上のところに青がないのは、50万人以上のところは全部認定を受けているために青がないという状況です。一方で、事業者数の違いを商工会・商工会議所の大きさで見るとは、経営指導員の1人当たりという形で見ることによって比較しているのですが、規模の大きなところは1人当たりの事業計画の作成が非常に多くなっているというところと、認定されたところと未認定のところ、オレンジと青を比較すると、認定されたところは事業計画の作成をよりやっていると。ですので、この新しい法律ができて、事業計画の策定支援はふえた。そうした中で、記帳・税務指導から経営戦略を支援する方向に変わったということは見えてくるのではないかと考えております。

次に、そして、その事業計画を策定した上で、策定した先の支援事業者の売り上げが伸びているか伸びていないかということ、これはアンケート調査に基づいてグラフにしたものになっております。ここでは「売上増加」が黄色、「横ばい」が緑、「売上減少」が赤となっておりますが、むしろここで注目したいのは、この「不明」というグレーのところでございます。グレーがついているところは、先ほど申し上げた事業計画を策定してフォローアップをしているかというところにおいて、不明が出ている。つまり、フォローアップができていないのではないかと問題意識でございます。ですので、事業計画策定が多かった50万人以上のところで不明がこれだけ出ていると。そうすると、フォローアップが十分にできない事業計画作成ということが計画されてしまっていたのではないかと。こういった課題として我々は見ているところでございます。

次のページに、今申し上げた不明というところ、50万人以上の認定されている商工会・商工会議所の売上動向を22の単会別に見ますと、19番や21番のように、たくさん計画をつくってもしっかりフォローしているところもあれば、そうでないところもある。たくさんという言い方も、非常に相対的な言い方なのであれなのですが、フォローアップできるだけの計画をつくっているか、そうではない計画までつくってしまったかというのは、これは人口規模という問題ではなくて、単会の違いとしてあらわれているのではないかと考えております。

次のページ、もう少し規模の小さな管内人口20万人から50万人規模の認定されている商

工会・商工会議所62のそれぞれの状況を書いたものになります。こちらになりますと、不明というラインが多く出てきているところもありますが、一方で、100%しっかりフォローアップしているところもある。このようにモニタリング率に相当ばらつきがあるということが、今回我々が振り返って大きく見えてきたところでございます。

その次のページは、少し見方を変えまして、モニタリング率を70%ちゃんと行っている商工会・商工会議所において、支援事業者、支援した先がしっかり売り上げがどうなっているかということを見ております。そうしますと、黄色の割合あるいは横ばいの緑の割合を合わせて、売上減少のところもありますけれども、そんなに管内人口の違いは寄与していないと。ですので、しっかりモニタリングをしているところでは、支援事業者先の売り上げがしっかり伸びているというのは、大規模都市か小規模化ということ余りかかわらず、しっかり出てきているのではないかと。

右側に簡単にモニタリングを軸とした指導として、どんな指導を経営指導員の方がされているかということをご参考までにご載せております。実際の事業者さんからの相談が端緒となって指導が開始され、その企業の経営状況を見て、当該事業者にとり得る選択肢を提示し、そうした選択肢の中で実行していくに当たって、必要な資金繰り表を作成し、その上で事業計画を作成と。さらに、その事業計画に基づいた融資がしっかりなされているのか、また、事業計画に基づいた進捗ができていくのか、こういった助言を繰り返しながら、モニタリングをしていっている。こんな経営指導員の業務というように私たちは見ているところでございます。

以上が今日御紹介するデータなのですけれども、こうしたことが今回の支援法改正の後に見てとれてきている中で、最後のページです。我々として、この改正支援法をこれからどうしていくのかということを考えるに当たって、今日御説明した話と第1回からの委員会の中での資料、両方合わせての話になりますけれども、幾つかこの施策の評価ということで挙げさせていただいております。

まず1点目は、経営発達支援計画を作成したことによって、事業者に対して何をやるかという活動目標、こういったものはしっかり書いていただいていたのですけれども、活動してしっかり事業計画を策定し、フォローアップして事業者がしっかり伸びていくかどうかといったところの項目が、フォローアップするに当たって不十分であったなという点を反省しているところでございます。

また、2点目ですが、法律上、この経営発達支援事業を行う者として「商工会・商工会議所」という書き方をしております、その実行をするのが「経営指導員」であるということであるとか、経営指導員がどういう経営指導をするのか、そのために必要な能力は何かということところが不十分であったのではないかと。

あるいは、主体を商工会・商工会議所にしたものですから、会員企業によって成り立っているという商工会・商工会議所の面と、経営指導員をするということで、地方交付税という形をもって行政費用をベースとして活動されている経営指導員の方による企業支援、

ここの役割分担も不明確であったのではないかと。

それから、先ほどの事業計画策定の議論のところですけども、一人の経営指導員がしっかりフォローアップまでできる企業数というものが決まっている以上は、経営指導員の数に応じてどれだけコンサルティングできるかという企業数が決まってくるんですけども、その部分が十分に加味されずに、非常に多い事業計画を策定したところにおいては、十分なコンサルティングができていない。その結果として、伴走型事業の効果が出ない。

あるいは、今、経営指導員が忙し過ぎるというのが話題になっておりますけれども、非常に大きな目標を立てたところにおいては、それを達成しようとして、どんどん業務過多になっていると。ですので、今、働き方改革を推進しようとしていっている我々の足元で、経営指導員の働き過ぎというものを助長する方向に向かっていたのではないかと、このように見ている部分もございます。

それから、支援できる事業者数がこのように限定されるということを前提にすれば、どういった事業者さんを支援するのかということが地域においても重要な課題になってきている。そうした中で、市町村であるとか、都道府県であるとか、そういったところの商工行政、産業行政との連携ということが、この法律上、なかなか自治体の位置づけがないということで、不十分だったのではないかと。どういう事業者さんを支援するかはあくまで商工会・商工会議所の裁量に委ねられている。こういったあたりが見てとれてきているところだと考えております。

そうしたことを踏まえまして、今後、必要な対応として3点ほど我々のほうで挙げている点がございます。まず1つ目は、今の評価に基づいて、経営発達支援計画のフォローアップ項目にしっかりと成果目標を追加していく。そうしますと、支援した先の事業者さんの利益増に向かって、どういう伴走型事業をすべきかという議論に結びついていくことを期待したいと思っております。

2つ目は「経営指導員」、経営指導員はいろいろな地域にいらっしゃいますけれども、この方たちは今、全く法律上の位置づけはございません。こういった方たちの位置づけをどうしていく必要があるのか。

3つ目に、自治体との連携というところも、この法律においては実ははっきり書いていないところがございますので、こうした経営発達支援計画の策定やフォローアップに自治体にも関与していただく。こんな体制が必要なのかなということを、今後必要な検討課題として我々として考えていきたいというのが今回の支援法の結果を踏まえて、評価を踏まえて考えているところでございます。

私からは以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

今のお話にも関連いたしますので、コンサルティング業界の御意見として、長島委員からコメントをいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○長島委員 私のほうで本当にとっても簡単な資料ですが、「05 長島委員」と書いてある

資料を用意しました。先ほどの話ではしっかりと事業計画を立ててモニタリングをやっていくという基本動作を経営指導員の方が指導できているところは上手くいっているというお話だったと思います。ちゃんとやればちゃんとできますということが証明されたのだろうと思います。

資料ですが、事業計画とモニタリングの要点を書いています。要は、収益を上げるためには売上拡大なり費用の削減をする必要があります。先ほどの経営の発達支援というところでは、どちらかという売上拡大のほうのお話があったかと思いますが、少なくとも売上拡大の場合は、どんな顧客にどんな価値を生み出すかというのをしっかりと定めることが、当たり前ですが、大事かと思えます。費用削減の場合、これまでの顧客に不利益がないかということの確認が必要になると思えます。

あと、従業員が何人いるかにも関連しますが、立てた事業計画を全従業員に共有することも大事だと思います。達成に向けて、各従業員が取り組むべき活動を考えてもらうこと、一丸となって実行するとよく言われていることだと思いますが、ここも大事だと思っています。

特に、販路開拓とかは、いろいろな経営指導員がやられていることだと思いますが、その中では生み出している付加価値をより多くのお客さんに伝える手段、例えば、展示会などをたくさん持っていることが必要だと思っています。

その際、なかなか難しいのですが、製造業の専門の言葉ではなくて、お客さん側の言葉で価値を伝えることが大事だと思います。

加えてもちろん資金繰りのところは不可欠なポイントかと思えます。

事業計画を立てたら、モニタリングがとても大事ですが、目標をモニタリング可能な数値、例えば活動量を示す数値として定める事、加えて結果を数値として捉えることが大事です。

それから、1年後の目標といった大きな目標を立てるのももちろんいいのですが、例えば1週間とか1カ月とか、そういう短いサイクルで達成できる目標をつくっていく。その積み上げの結果、年間の目標が達成できる。こういった形でPDCAをちゃんと回していくことが大事だと思っています。

PDCAを回す上では責任者がもちろん決められていないといけませんし、ただ、責任者を決めたら、その人がやらなかったらその人のせいではなく、週次で進捗状況を全員で確認すること、それから、うまくいかなかったものは全員でそれを挽回するための方策を考える。このような姿勢が大事だと思っています。

先ほど、経営指導員の労働がつかなくなっているとか、いろいろな話がありました。また、どんな企業さんを優先的にというか、選んで指導していくかという話がありましたが、私はその地域の中で強い企業を指導してより強くしていく。その強くなったところが周りの会社を巻き込んでいく。そういう流れをつくってほしいなと思います。

経営指導員の方々も、単独で一人で一社一社を回るのでなく、これは労働強化にさ

らにつながるという見方もあるかもしれませんが、複数人で回っていくことが不可欠です。先ほど強いところを指導するという話をしましたが、そこでしっかりと成果をチームでつくっていく。その成果を自分たちの経験にしながら、自分たちの能力を伸ばしてその他の会社に活用していく。うまい循環をつくる必要があろうかと思えます。

なかなか難しいところだけを担当して、ずっとなかなか成果が上がらないと。能力が上がるわけもないと思いますので、強いところをみんなでやりながら、強いところが周りを巻き込む。そこで得た知見をいろいろなところに活用する。そんな流れができたらなと思っています。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

中小企業庁の資料につきまして、御意見、御質問がございましたら、いつもながらネームプレートをお立てになってお知らせください。

なお、発言につきましては、恐縮でございますけれども、時間の関係もありますので、お1人様3分をお願いできればと思います。お時間近くになりましたらメモを入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、西村委員、よろしく願いいたします。

○西村委員 4年前の法改正により、経営の発達支援、伴走型支援が追加され、売上アップに向けた経営計画策定や実行支援、その後のフォローアップ、モニタリングなど、非常に手厚い支援が商工会議所に求められるようになりました。

なお、先ほどのモニタリングで数字が出ておりましたが、商工会議所によってばらつきがございます。大阪府の方式では、事業計画策定後、モニタリングをするだけでは経営支援の実績にはカウントされません。現場の経営指導員にとりましては、モニタリングは優先度を下げざるを得ない状況でございますことを、一言申し上げておきます。

そういう手厚い支援が求められる一方、余りこれは言いたくないのですが、現実には記帳・税務指導など、従来からの基礎的な支援や、2019年10月に迫る消費税率引き上げ、軽減税率導入、また、働き方改革など、地域の多数の事業者に広く提供すべき支援も商工会議所には求められております。経営指導員の役割、業務というものはますますふえ、資料にあるとおり、経営指導員の業務過多、マンパワー不足が深刻化してきております。

こうした中で、経営の支援の実績を上げていくために、国におきましては、商工会議所などの支援体制強化に向け、必要な法改正などを行い、地方交付税を拡充していただきたいと思えます。

また、商工会議所は、経営発達支援計画などの策定、実行を通じ、地元自治体とより一層密接に連携をしまして、小規模企業の支援、また、先ほど長島先生がおっしゃいましたように、強い企業をより強くしていくことなども含め、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

三神委員、よろしく願いいたします。

○三神委員 ありがとうございます。

モニタリングをやるかやらないかというレベルになっているのが、実は非常に問題があるなと感じております。

ちょうど先般、非常にお若い方で、IT業界から地方都市の小さなうどん屋さんの跡取りの女性と御結婚されて、3年で売り上げを4倍にした事例というのを伺ってきたのです。その方の受け売りになってしまうのですが、2016年の時点で非常にお安く画像解析ができるソフトが市販で出回っておりまして、これを店頭につけるだけで、プライバシーなどの侵害もなく、男女、年齢などの分析、来客の分析ができ、あるいは従業員の腕時計にいろいろな指示が自動で飛ぶシステム、同時に心拍数をとれるので、非常に店内が忙しくなるとどこにどういう助っ人が必要か全部自動で分刻みでデータが出るといったものがある。こういったソフトを本当に非常に小さなうどん屋さんレベルで使いこなし始めています。これは非常に進んだ例で、世界のAIの先進事例であると米国企業に表彰されたくらいのレベルではあるのですけれども、さらに同店が小規模事業者向けソフトを開発しお安く1万円程度で導入できるようなものをおつくりになっています。経済産業省でも把握しておられる例では、その旅館用バージョンなどもあります。非常に小さく使えるものが昨今はたくさん出てきているのですね。

分野は違うのですが、例えばコンサルタントを入れるにしても、省エネ分野などですと、もう機械の動きのデータをとったものを全部遠隔で飛ばして、異常値が出たときだけすぐ電話が入れられるように、オンラインで全部管理している。こういったものを商工会ないし経営指導員の方がそもそもマスターしていない、あるいはこういったものを使いこなしていないか、助言に交えていない。非常にアナログな、年に何回か訪問して御挨拶しているので先端事例ですと言っている状態がそもそもまずいのではないのでしょうか。

例えば、このうどん屋さんのお話ですと、通常のいわゆる言語教育というのが1,000時間でマスターできるという原則に従って、若い方御本人は「ヤンキー」と表現しておられましたけれども、田舎なので、全く本当に頭も金色だったような子たちしか従業員にいないと。けれども、若いので1日10時間3カ月プログラミングをやらせたら、今は全部ソフトのデータの解析やプログラミング担当しているまでになったとのこと。

もしこうした短期習得が平均年齢が高く経営指導員では難しいというのであれば、5時間で半年のペースでといったものもありえるでしょう。何もソフト開発をしろと言っているのではないのです。せめてこういう先端ツールの何パターンかを使いこなして訪問した先に導入可能なレベルでお勧めになるべき時代が来ているのではないかと。スマホですべてをととは言わないです。タブレットで、適時で管理するという程度の体制にする。この画像解析に関しては、2016年にかなり大革命が起きたと言われていています。もう2019年になって

まいりますので、このあたりは近々に集中没入大特訓ではないですけれども、キャッチアップしていただく何かしらの仕組み、あるいは施策をとっていただけたらと感じております。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

立石委員、よろしく願いいたします。

○立石委員 この施策の評価の最後のところを見せていただいたときに、真ん中のあたりにありますように、一人の経営指導員がコンサルティングできる企業数が有限、その次の行のところに、十分なコンサルティングができていないという言葉があると思うのです。それはあるとは思いますが、ここでこの文章を使って、今後どうやって施策をつくるかとなると、経営指導員の資質アップ、スキルアップという単語でいつも言っていたのです。それが悪いのではないですけれども、それを言ってしまうと、より高度なコンサルティングを身につけろといつもなるのです。

より高度なコンサルティングを身につけろとあって、中小企業大学校でもどこでもいいのですけれども、そういうのをやると最終的にどうなったのかというと、小規模からかけ離れたコンサルティング技術になってしまって、何を言っているのかわからない、横文字ばかりだぞという意見を、私は日本中の商工業者に聞いているのです。

ですから、十分なコンサルティング能力がなければ、それをスキルアップするのはいいのだけれども、そちらのより高度なところに行かないような歯どめをしておかないと、SWOT分析すら難しい人を目の前にしてクロスSWOTの説明をし、小規模に対してEVEBITDAの説明をするような人たちが出てくるのです。本当にいるのですね。そうやってはいけないから、その歯どめが要るのではないかと。

ですから、小規模向けのコンサルティングとは何ぞやとか、小規模向けのBCP、小規模向けの知的資産経営報告書とは何なのかと、より簡易なものをつくって、この程度のものができれば大丈夫なのだとして規定しておかないと、どんどんどんどん難しい方向にまた行って、小規模からかけ離れる。私はこれは5年間あったと思うのです。ですから、そのところをちゃんとしていかないといけないと思っています。

チーム支援については、今、長島さんがおっしゃったように、本当にコンサルティングはチーム支援だと思うのです。でも、その次の問題は、人が足りません。単位商工会に行けば会議所はまだいらっしゃいますけれども、商工会、離島の商工会議所は全部一人でやらなくてはいけないので、それを思ったときに、チーム支援というのは本当に難しいので、そこそまさしく何らかのITツールの活用だと思っています。何らかのITツールを活用して、チームではなくてもできるというシステムメークは、この機会にやるべきではないかと、そんなふうに思いました。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、ございますでしょうか。

晝田委員、よろしくお願いいたします。

○晝田委員 施策の評価で、経営発達計画のように、目指しているものが非常に高いところにあるとの印象を与えるものがあります。しかし、最近の日本の状況で飛躍的に売上げが伸びるといふ業種は非常に限られている訳で、売上げを維持するのが精いっぱいという会社もたくさんあると思います。そういった企業にとっては、生産性向上という言葉が最近使われますけれども、利益率を高めるということも非常に重要なことではないかと思しますので、そういった視点でも御検討いただければありがたいと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ほかに。

後藤委員、よろしくお願いいたします。

○後藤委員 現時点での問題の所在とそれに対する対応策の抽出においては、適切に論点を挙げていらっしゃるかなと思うのですけれども、今後を展望すると、また新たな課題というのがあり得るといふ視点で一言コメントを申し上げたいと思います。

今、立石委員がおっしゃったことにつながるのですけれども、そもそもコンサルティングというビジネス自体、ケース・バイ・ケースみたいなところがあって、小規模事業者向けのコンサルティングという仕組みというのでしょうか、仕事自体が、まだ完全にメソッドが確立されているようには見受けられない中で、確かにコンサルティングを施された対象者である中小事業者の成果目標的なところを考えることは当然大事だと思うのですけれども、その一方で、政府として政策リソースを使ってこういう事業をする以上、中小事業者に対するコンサルティングという事業自体にどれだけの費用対効果があるのかという視点も今後必要になってくると思います。今後そういうデータが蓄積されたり、あるいはケーススタディーがたまってくると思しますので、将来的にはこの事業自体の費用対効果というものを検討する局面が来るだろうと思っております。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ほかにコメント、意見、ございませんでしょうか。

では、事務局からもし先生たちのコメントに対して御意見があれば、よろしくお願いいたします。

○西垣課長 いろいろ御意見ありがとうございました。

西村委員からいただいた大阪府の話ですけれども、まさにこの委員会の中で都道府県との対話の必要性というものを感じまして、いろいろやりとりはさせていただくことで、大阪府が経営指導員に、今は人件費という形をとっていないですけれども、どういう形で経営指導員に対する出費をしているのかといったことについての我々の対話もしっかり始めておりまして、まさに成果主義で出している中で、成果とは何かということも含めて自治体としっかり話していく必要があるのだなということを感じております。ですので、フォローアップだとお金にならないと、それはそうなのですけれども、では、フォ

ローアップをしない事業計画を策定するとお金になるということでもいいのだろうかとか、それも含めて自治体とのやりとりを引き続き行っていきたいと思います。

それから、立石委員であるとか、長島委員とか、後藤委員からいただいた、コンサルティングというものについてどう考えるかというのは、まさに今日の資料の中でも出てきていますけれども、経営指導なるものの中核にコンサルティングを置くのであれば、経営指導員に対して、今、地方交付税の形でですが、かなりの額が出ておりますので、これをどう見ていくのかというしっかりとした評価が必要になってくるであろうと。それが、ある意味経営発達支援計画の評価という形とかなり類似してくるのでないかと思っております、その部分が今までの経営発達支援計画のPDCAに少し弱かった部分かなとも感じておりますので、引き続き検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○寺岡委員長 IT化とかコンサルティングの話も出たのですけれども、もし村田委員から追加的な説明などがあれば、よろしくお願いたします。

○村田委員 村田でございます。

ちょうど経産省の商務情報政策局で、いわゆる「DX（デジタルトランスフォーメーション）」に関する小委員会が行われており、まさにDX・デジタルトランスフォーメーションの「見える化」のための指標をどうするか、KPIをどう定めるかという小委員会がちょうど今週から始まりまして、私も委員として参加させていただいておりますけれども、まさにそこでも話題になっております。実際に中身が煮詰まってくるのは年明けからなのですから。

経営コンサルティングの世界でもまさにそうなのですが、コンサルするにしても何にしても、いろいろな経営指標の見える化ができていくかは、昔からの教科書どおりではありませんが、非常に重要です。例えば「在庫回転は何日か」とか、「売り掛け債権の回収日数は何日か」とか、そういう「IT云々」の話とは全く関係がない、企業としての普通の経営指標を、ただし「ROA」のような大きく丸めた数字ではなく、もう少しブレイクダウンして、当該部門における改善目標にできるような数字を見える化したら、自分は今こうなのだとわかります。で、目標数値をここに置いて、こう改善しようと、見える化すれば改善が始まります。

逆に言うと、「見える化しないと改善できない」という有名な言葉が製造業でありますけれども、（まあ小規模企業だと見える化するだけでも簡単ではない面はあるのですが、）これのいい点の一つは、非常にデジタルな数字としてはっきり見えることです。改善すればその改善が見えるということでもありますし、よそと比較できるということでもあります。同じとり方をしていけば、ほかと比べて自分はどのぐらいの位置にいるのかがわかる。当然、業種、業態などによって変わりますが、同じグループの中で比較できるわけです。

要は、コンサルティングのキャパが有限であるという中で、何ができると考えると、いろいろなものを「数値化」して「見える化」すれば、おのずと改善の努力が働き始める

部分がありますし、また支援する側も、「あなたは特にここが問題だからここをやろうよ」というようにフォーカスが絞りがやすくなるはずです。ということで、コンサルティングの全てを指導員の方の能力だけでやるのではなくて、“数字に助けてもらう”という考え方があっていいのかなと感じました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

湯崎委員、よろしく願いいたします。

○湯崎委員 先ほどからずっと出ている御意見も、一つ一つ私も同感だなと思ってお伺いしていました。それから、この成果という部分が、商工会・商工会議所の活動という部分だけではなくて、きちんとその結果としての事業者の売り上げなどを含めたところで見えていただいて、それはすごく気になっているところだったので、これはすばらしいなと思ったのです。

その中で、先ほどのコスト効果というか、そういうところを考えるとときに、実態として、この経営指導員なり商工会・商工会議所の業務というのは非常に多岐にわたっていて、これはどの部分の業務なのかみたいなものはすごく難しいところがあるので、それを評価するに当たっては、当然それはやられると思うのですけれども、例えばきちんと働き方改革みたいなものはやっているし、別に法的な位置づけがあってやっているわけではないものもいっぱいあるわけで、でも、地域における課題として重要なものということでやっていることもたくさんあるので、そういうものを切り分けた上で評価をしていただければと思います。これは実態としては難しいとは思いますが。

そういう意味でいろいろな業務があって忙しいということも間違いがないことなので、このコンサルティング、恐らくレベルを均一化していく、均てん化していくということも必要で、そのためには経営指導員が研修を受けるみたいなことも必要で、それも業務の一環でみたいなことで非常に忙しいと。それに対してはしっかりとこの費用を見ていただくということは大事なことはないかと思っておりますので、そこはぜひよろしくお願いいたします。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

平田委員、よろしく願いいたします。

○平田委員 ありがとうございます。

今、皆さん、この経営発達支援計画についてのお話をされていたので、論点がずれてしまうかもしれないのですけれども、前回の小規模企業振興基本計画の中で、これまでの経営改善支援に加える形で伴走支援が大事だということで、この発達支援事業を位置づけてくださったということなのですけれども、実は従来からやっていた改善支援の情報提供の部分ですね。コンサルティングではない情報提供の部分もすごく必要としている人が多いのではないかと思います。

我々の協会にもいろいろな相談とか問い合わせが来るのですが、純粋に情報がない、知りたいという方が多いのです。助成金の情報は商工会議所さんなどでも提供されていると

思うのですけれども、民間のサービスも含めたいろいろなツールとかサービスですね。先ほど三神先生がおっしゃっていたグーグルの画像認識みたいなこともそうかもしれないですし、もっとシンプルにクラウド会計サービスとか、いろいろな請求書発行サービス、契約のサービスとか、どういうサービスがリーズナブルで使いやすく、どうやって使いこなせばいいのかとか、そういうことを教えてほしいというニーズはとてもあると思うのです。

なので、その情報を商工会議所さんとか商工会さんの中できちんと使いこなせる方がいらっしゃるって情報提供してくださるだけでも、ある意味そんなに高度な経営計画は求めていなかったり、それぐらいは自分で考えられるという人もいると思うので、逆にそちらのニーズについてもバージョンアップというか、意識していただけるといいのかなと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

長島委員、よろしく願いいたします。

○長島委員 今の平田委員のお話にもかかわることだと思うのですが、経営指導員がノウハウの交換ができるとか、相談ができるとか、場合によっては悩みの共有ができるようなサイトがあると良いと思います。そういうものが既にあるのかどうか私は勉強不足でわからないのですけれども、そんなものをつくっていくといいのかなと。特に地域をまたぐ形で、日本全国レベルのそういった何かしらの掲示板があるといいのではないかと思います。

医療従事者ですとM3というのがあると思うのですが、メリット、デメリット、デメリットもないとは言わないですが、あそこを見に行くだけでかなりのことがわかるという状況は少なくともできているかなと思っています。

こういうことをやっていると、あと、先ほどゲーミングの話があったと思うのですが、忙しくても、例えばリモートで参加をするとか、地域をまたいだゲーミングができるとか、そんなところにももしかしたらつながるのではないかと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

高鹿委員、よろしく願いいたします。

○高鹿委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

フォローアップというお話がございましたが、これは経営指導員だけがやるべきことでもないのかなと思います。やれる人たちをふやすということもありますが、事業計画を策定した際に、小規模企業の方に、事業計画のフォローは自分たちでもやっていくことですよ、というのをきちんと指導することが重要なのではないのでしょうか。小規模企業から定期的に報告を入れてもらうことでフォローアップにもつながると思います。PDCAの考え方を小規模企業にも指導することが必要ではないかと思いました。経営指導員の方が何でもやろうとすることで負荷がかかってくるわけで、何となく議論がおかしな方向に行っているのかなという印象も受けました。また、事業計画策定の内容やフォーマットなどがフォローアップしやすい工夫をしていくこともあわせて考えていかれるといいのかなとは思

ました。

皆様の御指摘にもありましたが、IT関連のツールでは、距離と時間を超えて活用できる安価なツールも出てきておりますので、ツールの活用はあわせて考えていかれるべきだと思います。

○寺岡委員長 ほかに。

森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 私ども商工会の場合は、会員あつての商工会、その組織であります。まさにこの経営発達支援計画、指導員の役割が非常に重要にはなっております。先ほど立石さんのほうからもありましたように、職員は本当によくやってくれているわけなのです。ところが、業務がどんどん重なってまいりまして、先ほどありましたように、本当にマンパワー不足は否めないわけでありませぬ。

そういったところだけではなくて、また、他方、商工会は地域のコミュニティーも担っております。そうしますと、どうしても地域振興事業に時間を割かれたりとか、そういったこともあるわけなのです。ですから、今、地方における実態というものは、本当に我々商工会の一番大きな悩みでもあるし、なおかつ果たす役割は非常に大きくなっているわけです。

ですから、我々は巡回指導を基本的なものにして「行きます 聞きます 提案します」というのをしっかりやっておりますが、若干温度差はありますけれども、そういったものをさらに推進はしていきます。私は今、全国を回っており、まだ半分も行っていないのですが、回っていきますと、人の問題が常に出てきます。その中でよく言われるのは、三位一体改革以降、県に税源が移譲されて、その県によって違うのですが、今日は広島知事もいらっしゃるのですが、交付金について国のほうから県をちゃんとしっかり監視してくれという意見が実際に出るのです。それはもう会長さんと知事さんとのコミュニケーションが大事ではないですかと言ってはおりますが、そういう率直な意見も出ております。指導員としては非常によくやってくれています。その上で、またいろいろと評価をしていただき、またこれからの課題をしっかりやっていただきたいと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

西垣さんからコメントがもしあれば、よろしくお願いいたします。

○西垣課長 いろいろ意見をいただいて、ありがとうございます。

後半のほうの議論で受けられる部分が多いのかなと思うのですが、本当に平田委員からの情報提供だってもっと重要だ、自分たちのところのない情報がいっぱい商工会・商工会議所にあるよというお話は、この委員会を通じてずっとおっしゃっていた意見だと思っていて、今回、多様な小規模事業者への支援体制として、支援体制のあり方も多様化していかないとという形で基本計画に書かせていただいているのですが、そういう方向を目指していきたいなど。

また、その中で商工会議所や商工会にもどんどん活躍していただきたいと思います

し、人手不足の問題にしろ、働き方改革、いろいろなところでITツール待ったなしという議論が出てきているかと思えます。基本計画に今さらITと書くのですかという逆の御意見もあったのですが、いろいろな意味においてITツールなしにやっていけない部分が多くなっているという思いもありまして、基本計画の中にもかなりちりばめながら書かせていただいているところでございます。

それと、最後に森委員からもいただきました、忙しい、本当に人手不足は商工会・商工会議所にとっても起こっているという話は各地で我々も耳にしております。地方交付税の問題、おっしゃるとおり、地方交付税は一般財源として都道府県に渡されるので、最後の配分は都道府県だということは重々承知しながらも、今、私たちのほうで都道府県とのやりとり、総務省とのやりとりをしているのも、先ほど湯崎知事からも御意見がありました。どのように評価するのかということも含めて考えないと、なかなか自治体のほうで予算を増額するのも大変だということもありますし、我々としても地方交付税を増大させていくという要求をするに当たっては、どういう業務でどう大変になっていて、その業務が必要だからもっとふやすのか、ふやさないのか、こういう議論をしていかなければいけないというもあります。後藤委員も評価が難しくなりますねとおっしゃっておりますが、そういった評価の基軸も踏まえながら、都道府県と一緒に考えていく話だと、このように進めていきたいと思っているところです。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ほかに何か追加で御意見やコメントはありますか。

立石委員、よろしく願いいたします。

○立石委員 今、西垣さんがおっしゃったことと森さんがおっしゃったことはまさしくそれで、共助と公助と書いている以上、この評価と言っているところを、政をやることと経営指導をやることを分けなければ難しいです。結局、各単位商工会・商工会議所の中では受託事業があるわけですから、この受託事業がもらった金以上の役務があるにもかかわらず、受託事業を受けざるを得ない。なぜならば、そこの事務局長が、専務が、常務が、行政から来ている人だから。本当にこの構図ですよ。だから、これは受けざるを得ないというのはわかっているのだけれども、そこで人がとられて結局収益性の低いところに人がとられてしまっているという、ここのジレンマがあるという人たちがたくさんいます。ですから、今、湯崎さんがおっしゃったような、評価するにはどうしたらいいのだということを考え直さないと、商工会の予算そのものには反映されないのではないかと思います。

以上です。

○寺岡委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、時間の関係もありますので、2つ目の議題に移らせていただきます。

前回の委員会では、中小企業庁から「小規模企業振興基本計画骨子（案）」について説明をいただきました。その際、委員の皆様からいろいろな意見が出たのですが、それを踏

まえて、再度検討いたしました。その点について御説明をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○西垣課長 お手元に前回のものを焼き直したこういう1枚の絵と、もう一つ、今回本文で書きおろしました「小規模企業振興基本計画」という2つを用意させていただいています。まずは、こちらの前回のものを少しバージョンアップしたものについて簡単に触れた後で、基本計画の中に皆様方の意見を生かしてどのように書いているのかということをかいつまみながら御説明させていただきまして、皆様からの意見をいただく時間になるべく時間を割きたいと思っております。

まず、この1枚のパワポの資料でございます。前回お示した全体のイメージは変えていないのですけれども、幾つか書き足した部分だけ簡単にお話しさせていただきます。

「環境変化」の「社会」のところに、IT化による市場環境が変わったというところを、先日の意見を踏まえて書かせていただいております。また「小規模事業者」という右側のほう、今回新たに付け加えた部分ですけれども、そうした中でも人手不足で生産性の向上が急務になっている。これは前回以上にこの部分が大きなメッセージではないかという御意見をいただきましたので、このあたりをふやさせていただきます。

それから、真ん中の「基本的考え方」、第I期のときに事業者の持続的発展ということを中心にしていましたというお話をさせていただき、それにプラスして地域の疲弊がより進んでいる中で、地域の持続的発展も考えないと、事業者の持続的発展だけでは事業者も地域が疲弊する中で一人で頑張ってもなかなか難しいという中で、2つの項目立てにしたのですけれども、地域の持続的発展の下にくっついてきた4つの視点が全体にかかっているように見えるという御意見がありましたので、右側の視点として、この4つの点を持っていった状況でございます。

それから、下の部分「4つの目標と12の施策」というところで、赤い字になっております（4）多様な小規模事業者の支援と、（12）災害等がある中で、事業継続リスクへの対応能力の強化、この2つが前回の10の施策に加えて、2つ新しく項目をつけたところでございます。前回、10の施策という10という言葉に少しとられて、前回の10個のうちの2つを消していたのですけれども、皆様から復活の意見をいただきましたので「4つの目標と12の施策」という形で、4番と12番がつけ加わったと。それから、（8）と（10）、ここは少し中身を、今回のテーマをベースにして書き加えたという意味で赤字になっております。これがこの大きな概念図の中での前回との変更部分ですけれども、フレームワーク自体は変わっていないという状況でございます。

次に、少し本文を見ていただければと思います。本文をめくっていただきますと、最初に目次というところがございます。この目次で1つだけ御説明をしようと思っっているのは、この第1章のところの「現状認識」と「基本的考え方」というところに、1枚絵の一番上の「環境変化」と「基本的考え方」を書きおろしております。

「4つの目標と12の施策」について、第1章の3.あるいは第2章のところに書き加え、

第3章をこちらのパワポにない部分ですけれども、必要な事項として、小企業者等への配慮であるとか、先ほどからも議論に出てきております軽減税率対応等、消費増税に伴う消費税転嫁を初めとした取引適正化への対応であるとか、働き方改革対応ということを付加する。こういう構成にしているところでございます。

1 ページ目、2 ページ目の「はじめに」のところは、この計画のありようについて書いておりますので、飛ばさせていただきます。

3 ページ目から、第1章という形で入るのですけれども、「1. 現状認識」というところでメンションしておきたいと思っておりますのは、小規模事業者の数なのです。11月30日に中小企業庁から公表しておりますが、最新のデータでは小規模事業者数が305万と、4年間で約29万の小規模事業者が減少した状況になっております。

その下に少し書いておりますが、小規模事業者を含む概念ですけれども、中小企業全体として27万が減ったと。その中で小規模事業者が29万減っておりますので、中規模がふえている、小規模事業者が減っている、このような状況でございます。ですので、小規模事業者にとって非常に厳しい状況が続いているという認識をしております。

その次の段落のところに、先日、加藤委員から自動車産業の構造転換が日本の製造業のみならず大きな影響を与えていて、それが小規模事業者の事業存続に影響しているといった点、コメントがございましたので、そこを書かせていただいております。

それから、経営者の高齢化が進んでいる、この後対策にも出てきますけれども、事業承継をとにかく重点的にやっていく必要性というところにつなげております。

また、そのページの最後のほうに、皆さんからいろいろ意見をいただいていたICT、IoT、クラウドといった手法を活用する機会を前向きに捉えていくことによって、働き方改革への対応、生産性向上といったことの必要性がますます高まっているという書き方をしております。

4 ページ目に参りまして、真ん中ぐらいですけれども、これは多様な小規模事業者という回でお話しさせていただいていた件ですが、小規模事業者はいろいろな形で大変になっている一方で、「一方で」というところなんです。ITツールの発達により情報格差が縮小し、小規模事業者を取り巻く市場環境が大きく変化してきていると。むしろ小規模事業者にとってデメリットだと言われていた点が解消されてきているということで、金融市場へのアクセスの容易化とか、市場経済のプレーヤーとなることの敷居が低くなるなど、規模が小さいことによるマイナスが減ってきている。こういった部分もあるだろうということで、多様な小規模事業者が生まれてきているという最近の新陳代謝につながる部分を書かせていただいているところでございます。

その次のページに参りまして「2. 基本的考え方」として、先ほどもお話をさせていただいていた小規模基本法ができ、持続的発展の理念ができ、伴走型支援を中心とした経営発達支援事業、こういったことについて振り返りつつ、先ほどのパワポのほうで書き出した事業者の持続的発展プラス地域の持続的発展というところについて「基本的考え方」の

中にしっかりと書き加えて、事業者の持続的発展に加えて地域の持続的発展も重要だという形で、5ページ目から6ページ目にわたって書いているところでございます。

また、5ページ目の最後から6ページ目にかけてのところですが、先ほど申し上げたように、小規模事業者数が減っているという中で、もちろん数が減っているという事実は事実として受けとめつつも、小規模事業者の重要性ということで、しっかりと地域経済や産業に与える面的な影響を踏まえた「機能」を育成・維持していくということが重要であろうという形で、この地域の「持続的発展」につなげるという構成にしております。

6ページ目、「3. 4つの目標」、これは第I期のときと同じ目標4つを踏襲するという形で書かせていただいております。6ページ目以降は、このふえている部分について黄色地にしておりますので、そこだけかいつまんでいきたいと思っております。

7ページ目、新陳代謝の促進のところ、今日、来られていらっしゃるのですが、本日も、総社市長さんから外国人の話もしっかり考えていかないとということがございました。小規模事業者の人材確保・育成等々の中で、女性・高齢者・外国人などといった多様で新たな人材がという形でつけ加えさせていただいております。

(3) 地域の経済活性化というところでは、従来から引き続き地域のブランド化ということも捉えているのですが、そうした中で、さらに地域の経営戦略といった地域の持続的発展につながるような書き方を少しつけ加えております。

(4) に参りまして、(4) は全体が黄色になっておりますが、この委員会を通じて地域ぐるみで自治体と国と一緒に連携していく、あるいはサプライチェーン問題を何回か取り上げさせていただきましたが、産業界という言い方は変ですね。大企業の方も含めて一緒になって中小・小規模問題に取り組んでいきたいという方向のお話をさせていただいたかと思っておりますが、総力を挙げた支援体制の整備ということで、そこに都道府県・市町村・産業界といったステークホルダーとの関係を強化した支援体制の構築という形でまとめております。

また、先ほどの経営発達支援計画のPDCAの御紹介をしましたが、PDCAを回す上でも、きめ細かく地元自治体等と連携をしていくことの重要性と。次に、自然災害の多発という今回大きくつけ加えさせていただいた部分も含めて、自然災害等を踏まえた上で、事業者が事業継続に向けた取り組み支援をしていく。このような形でまとめております。

10ページ目から第2章に行きまして、4つの目標のもとでの12の重点施策というところですが、これも委員会の中での議論を要所要所に入れていただいております。

例えば重点施策1のところですが、黄色の部分になっております。伴走型支援に伴う金融支援や民間金融機関への橋渡しということで、先日、マル経という小規模企業用の融資のお話をさせていただきましたが、マル経卒業後の民間金融機関への橋渡しといった機能も重要であろうといったお話であるとか、生産性向上というお話、いっぱいいろいろなところから御意見をいただきましたので、この部分につけ加えさせていただいております。

11ページ目に参りまして、重点施策3のところですが、ステップアップで支援するといった支援のありようという中に、創業期、成長期というタイミングに応じて、ステージに応じて支援を行っていく必要があるだろうと。こういった意見をここに書かせていただいております。

重点施策4の部分、これが今回の委員会でふえましたというか、たくさん議論させていただき、今回の施策の中に書き込んでいる部分ですが、新たなビジネスチャンスの中で、フリーランスの活躍の場が非常に広がっているだろうと。先ほど、325万とか、305万という小規模事業者の数、経済センサスで言わせていただいておりますけれども、一方で、平田委員から1000万ぐらいのフリーランスという数とか、あるいは税務上の所得申告の中で事業所得がある個人の方という方たちが既に200万など出ているといったことを踏まえると、我々が捉え切れていない多様な小規模事業者が出てきていらっしゃると。そういう方たちに対してどういった支援があるかということで、この重点施策4のところにもいろいろ書かせていただいております。

また、新しい小規模事業者が出てくる中で、支援のあり方のほうにも新しい動きがあるだろうということで、高鹿委員から企業内の中小企業診断士さんが兼業・副業規制の緩和の中で活躍する余地がふえてくるのではないかと。さらには、企業内診断士の方が本業の中で持っているノウハウを生かせる商工会・商工会議所の中にいらっしゃる経営指導員とはまた違った形のノウハウを持った企業内診断士の活躍の場という形で書かせていただいております。

それから、前回、寺岡先生からの御発表の中で、組合が重要だというコメントがあったかと思えます。この4の最後のところに、企業組合という形で地域における創業・雇用創出の形態として個人の方が活躍していくという際に、企業組合といったことも今後必要になりますようになっていくのではないかとということで付加させていただいております。

重点施策5のところですが、若干各論なのですが、小規模事業者持続化補助金といった中で、創業支援を拡充していくということを今回施策の拡充の中で議論させていただいておりますので、それを付加しております。

重点施策6のところは、これも先ほど申し上げました事業承継を税制によって集中的に支援していこうということで、昨年の法人に対する事業承継税制の拡充、それから、ことし31年度税制改正ということで、個人事業主さんに対する事業承継に係る新たな制度を創設した、このあたりを書かせていただいているほか「事業承継ネットワーク」であるとか「事業引継ぎ支援センター」「事業引継ぎデータベース」、この数年のというか、直近の新しい事業について、ここで書かせていただいております。

重点施策7のところは、先ほども申し上げたようなインターネットを含む多様なツールの活用であるとか、小規模事業者、そういったところの人材確保として、いろいろな新しい方が出てきている。さらに、兼業・副業が出てきている。こういった中で、人材の確保・育成のあり方も変わっていくのではないかとということでまとめております。

重点施策8のところに行きまして、これは真ん中に①という地域産品開発、従来から書いてあった部分なのですが、それに付加して②という形で、先ほど長島さんから強いところをより強くするというお話がありました。地域内への波及効果の高い企業を支援する等により、地域を牽引する企業のバリューチェーンを支援していく。こういった地域全体の底上げといった視点も要るだろうということをつけ加えております。

次のページに行って、重点施策9のところですけども、先ほど森委員からも、地域振興の事業の重要性といったことはいろいろありました。地域のコミュニティーを支える事業というのは本当にビジネスとして成り立つか成り立たないかを超えて、地域コミュニティーを支える事業の重要性というのは引き続きといいますか、ますます重要になっているだろうということで、小規模事業者に加えて行政機関等々、いろいろな主体が住民と一体となって地域全体の課題やニーズに対応していく。最初に調整官からの挨拶のときにも川上村の方のお話などがあったと思いますけれども、住民の必要なサービスを住民も一緒になってみんなで支えていく。こんな仕組みが各自治体で生まれてきている。こういったものについての取り組みをどうやって支援していったらいいかという議論があったことを踏まえております。

「4. 地域ぐるみで総力」というところは、先ほど申しあげました国と自治体の連携強化という形で、従来は、国は国としてやることをやる、自治体は自治体としてやることをやる、それが一緒に連携してみたいな書き方をしていたのですけれども、先ほどの経営指導員の人件費一つとっても、やはりそれぞれがということではなくて一緒になって考えていく必要が出てきたということも踏まえまして、国と自治体の連携強化という形でもろもろ書かせていただいております。

それから、重点施策11、手続の簡素化も引き続き重要ということで、書き残しているところですけども、さらにその中に、今、政府のほうで取り組みをしているワンズオンリー等の機能を中心としたデジタル化といったものも進めていくということで、新たに記載させていただいております。

最後ですが、重点施策12、今回新しく出てきております事業継続リスクへの対応能力、日ごろから災害に備えて何をやっておく必要があるかという事前の対応能力を強化することによって、事後に自分たちの事業継続について何をしたらいいのかといったことを進めておく必要があるだろうということで書きあらわしております。

最後、第3章ですが、先ほど申しあげました、こちらのパワポのほうに書いていなかった点なのですが、こういった施策を進めていく上で必要な配慮事項ということで、3項目ほど書いております。

「1. 小企業者等への配慮」、これは従来の基本計画に引き続き書かせていただいております。2番目と3番目は、今回の環境変化を踏まえてつけ足したところになっております。軽減税率対応と働き方改革への対応という形です。

早口で恐縮ですが、私からは以上にさせていただきます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、基本計画案について、自由討議に移りたいと思います。ネームプレートをお立てになって、お知らせいただければ幸いです。

西村委員、よろしく願いいたします。

○西村委員 どうもありがとうございます。

重点施策1でございますけれども、伴走型支援に伴う民間金融機関への橋渡しとありますが、「橋渡し」という言葉はもう商工会議所の支援を「卒業」というようなニュアンスがあるのではないかと思います。商工会議所は引き続き「伴走支援」をするということで、民間金融機関と「連携・協調」するのが実態です。よって、「橋渡し」ではなく「連携・協調」という言葉に換えていただいたほうがいいのかなという感じもしております。

また、前回申し上げた意見も踏まえまして、IT導入による生産性向上の取り組みの支援を盛り込んでいただきました。感謝申し上げます。商工会議所では民間事業者と連携し、今後一層IT、クラウドなどの活用による生産性向上の支援に力を入れてまいりたいと思っております。

また、重点施策4について、フリーランスなど多様な小規模企業に国の施策情報が届くよう工夫することは重要でございます。先ほど平田委員からもそのようなお話がございました。その上で、支援が必要だと感じた方は、ぜひ支援機関にアクセスをしていただきたい。商工会議所からいたしますと、なかなかフリーランスの方は目に見えない状況でございます。訪問したくてもできないということがございますので、ぜひ国、協会から必要に応じて支援機関を活用するように呼びかけていただければ非常にありがたいと感じております。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

湯崎委員、よろしく願いいたします。

○湯崎委員 ありがとうございます。

この中でさまざま地方自治体との連携ということで、都道府県あるいは市町村との連携が書かれておまして、さらにこのBCPのところでも連携をしていくと。特に自治体の側への義務化というところもお伺いしておりますが、こういった業務自体、私どももやるべきことだと認識しておりますので、それ自体はウエルカムなお話だと思っております。

これを機にと言ってもいいのかもしれないのですけれども、私も中小企業庁にいたときに、割と気楽に都道府県の業務などを書いて総務省に怒られるということをやっておりましたが、当時の自治省ですね。何で怒るのかなというのは余りよくわからなかったのですけれども、こういう立場に立ってみると、怒るのがよくわかります。これは別に中企庁だけではなく、いろいろな法律で勝手に都道府県がやりますということを書いてあるのです。あるいは、都道府県が努力することとかと書いてあって、でも、我々も人もお金も打ち出の小づちではないので、それをやると必ず人員体制とかお金というものが必要になっ

てくるものでございまして、ぜひ、こういったことを書くことを機に、まず、商工会・商工会議所あるいはその他の支援機関の体制をきっちり確保していくことが大事なのですが、それにあわせて自治体、都道府県、市町村の人件費等の必要経費もしっかりと確保されるということをお願いしたいと思います。

先ほど、県を監視してほしいというお話もありましたけれども、その源泉になっているのは結局何かというと、交付税とか地方財政計画の中で、きちんと我々がやっていることとか、あるいは国から事実上依頼されていることとか、あるいは期待されていること的位置づけがなくて、やらなければいけない仕事に対して需要額がきちんと積み上がっていないという実態があるわけなのです。そこはよくお願いをしますということでございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はないでしょうか。

加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 前回の意見を反映していただいて、ありがとうございます。

これはこれでということでもいいのだと思うのですが、実際にビジネスでいろいろなことを考えている立場からこれを見ますと、少し全体として構成が、支援する側と支援される側の二項対立でロジックが構成を、物すごく単純に言えばそのようなことにされている気がするのです。

私どもが直面しておりますのは、自助、公助、共助という、その共助のあり方が、そういう二項対立では処理できなくなっているのだと思うのです。地域の中のエコシステム全体がある意味では共助システムとして再構築されないと、現場の問題が基本的には解決されないのだと思います。今、下請の問題がさまざま取沙汰されていますけれども、一言で言うと、要するに、仕返しをされない問題、課題のエスカレーションメカニズムがないというところが根本的な問題になっているのだと思うのです。そこにメスを入れないと、なかなか現場で起こっていることが解決できない。

我々は確かにティア1のところまではしっかりやっています。だけれども、ティア2、ティア3のところをやれと言われても、独立した企業体ですので、例えばティア1をすっ飛ばしていきなりティア3のところに行って何かするとか、ティア2に対してティア3との取引をこうしろとか、それをずっと言うことはできないのです。ですから、これは商工会なのか、商工会議所なのかわかりませんが、仕返しをされない地域エコシステムにおける課題、問題のエスカレーション機能をどこかで何かつくっていただくというのが、恐らく非常に有益ではないかと日々感じながらやっています。いずれにしても、我々は下請の問題につきましても、社会的に高い問題意識があると承知もしておりますので、ティアの深層まで意識して対処していこうと思いますけれども、しかし、それでも恐らく限界はあると思っておりますので、少し申し上げました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

晝田委員、よろしくお願いいたします。

○晝田委員 16ページに連携組織ということが書いてありますので、我々中央会としてもありがたいことだと思っております。私どもは自動車産業にかかわっております、今回の西日本豪雨の折に取引のない自動車メーカーにも支援いただいたという経験をいたしました。これは日本の自動車産業の美風といいますか、道徳心といいますか、すごいことだなという体験をしたわけです。自動車メーカー同士の横の連携もすごいですし、日本の自動車産業を守ろうという志といいますか、そういうものが高い業界だと思っておるわけです。

そういった中で、自動車メーカーが取引先に対する経営指導を、実際には多くやっておりますので、ティア1の会社も志が高ければ、ティア2を経営指導するというシステムになっていると思っております。本来自助努力で企業は成り立っていくわけですが、自助努力があつてこそその公的支援があるというお話だと思います。日本の美風といいますか、自助努力プラス公的支援の形が壊れないような意識、モチベーション、モラル、そういったところを求められているのではないかと思っております。

私の隣に藤川さんがおられまして、本当に経営指導をすればピカーといいますか、そういう方でございますので、あえて申し上げました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

藤川委員、よろしく願いいたします。

○藤川委員 飛び込みで大変申しわけございません。2点だけお話を参考までにさせていただきたいと思っております。

ここの中でBCPという言葉が出てきて、実は東日本大震災のときに大はやりした言葉が喉元を過ぎて忘れられかけたところが、今回の台風、地震、7月の豪雨ということでまた急に盛り返してきたのだけれども、その間何をやっていたかという、実は各社さん、個社さんによって随分と対応が違うのですが、自動車業界の場合はティアのエンドまでサプライチェーンをとにかくまず調べる。どこにどんな会社が存在していて、どれぐらいの規模でどんな従業員がいらっちゃって、そこにハザードマップをくっつけて、地震だけではなくて、崖崩れであるとか、川の氾濫であるとか、そういうハザードマップをどんどん各団体のほうでつくっていらっしゃるので、それとぶつけるようなシステムをつくって、ある程度想定ができるような状態まで持ってきたと。これは多分小規模事業者の皆さん、個社、一つ一つで考えると、とてもこれもノウハウの要る話ですし、誰にどう頼んだらいいのかわからないのではないかと。こんなこともありますので、そういった事例もありますし、それをサポートしてくれる民間の事業者もいます。

今ちょうど自動車業界では、個社の名前は出しませんけれども、同じシステムを使ってティア2、ティア3さんがフォーマットの違うものに入れるというのではなくて、同じフォーマットに全部入れる。独占したような状態になって別の問題があるかもしれませんけれども、そういった手間も含めて皆さんが同じフォーマットに入れて、ティア1さんはティア2以降のサプライチェーンを同じキーワードを使ってインプットすればすぐ情報が出

る、ティア3もその下が全部出るというような、ティアをずっとまたいだような仕組みをつくった。これだからといってすぐ台風が来ても地震が来ても洪水になっても大丈夫だというわけではなくて、まずはそういったところで事前に対応できる、あるいは対応しなければいけない、そういうところを特定しておくことからスタートすると。こんなことをまた思い出したようにやり始めております。

今後こそ喉元を過ぎないで本当にやらないと、毎年こんなことが起きるということもある意味想定したつもりでいかないといけない。ぜひ小規模事業者の方々、いろいろな各種団体の方々も、そういった形でいろいろな組織を持って、そういった取り組みをまず簡単にコピーしていただくこともどうかというのの一つです。

長くなりましたので、あと一つは加藤委員がおっしゃいましたので、我々は広島で最初は6月にプレゼンテーションさせていただきましたけれども、我々の地元の会社がざくっと言って41社がティア1で、ティア2、ティア3まででほとんど地場が占めていまして、大手企業を除きまして24万5000の方がいらっしゃる。こんなサプライチェーンになっておりまして、今、広島県のほうとも産業振興機構ともお話をさせていただいていますけれども、人口ピラミッドの関係から、60歳以上になっていわゆる嘱託になるノウハウを持った方々というのが結構工場の中では出てきているので、どうやってこの人たちの持っているノウハウを地域のために、あるいは我々のサプライチェーンの中に役立てていこうかなと。こんなことを今考え始めている。これはいわゆる産官学の活動の中で、こんなことを考え始めていますので、ぜひ御参考にさせていただければと思います。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

今、サプライチェーンの問題が出ましたね。

渡邊委員、よろしく願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

ここでいろいろ検討した内容を盛り込んでくださって、大変いいものになってきているのではないかと考えております。ただ、2つだけ私のほうから意見を申し上げたいと思っています。

この重点施策の事業ケースのところで、事業承継のところで、逆に思っていることなのですが、最近は本当に小規模事業主だけではなくて中小企業に対しても事業承継ができるためのシステムというのがすごく進んできて、本当に支援が厚くなってきているのですが、果たしてここを本当に支援していいのかというところの判断が逆にすごく難しくなっているのではないかと考えております。

いずれにしても、皆さんの貴重な税金が使われることですから、例えば事業規模の小さなところは、大変誤解されることを恐れずに申し上げますと、事業主が次の承継をする方がいらっしゃるけれども、その方はそこで持っている技能だとか技術だとか、そういったところには一切興味がなく、今ある程度利益が上がるころなので事業承継をす

るということをお考えのところがないかというところ、小規模事業主であったとしてもあるのですね。だから、こういうところにずっとリスクを負わせることがない状態でただ支援をするということが果たしていいのかどうか。そうすると、例えば技能や技術がわかる、ある程度投資会社みたいなものを整備される方法だとか、ドイツなどでよくやっていますね。そういった方法も製造業などに関してはあり得るのではないかと。今の段階ではいいのかもしれませんが、どこまでも支援、支援ということになると、どこかで歯どめが必要になるのではないかとということの一つ思います。

というのと、先ほど加藤さんや藤川さんから出たサプライチェーンのお話をすると、スバルさんもマツダさんも、私どもも実はティア1とティア2でおつき合いをさせていただいておりますが、大変下のところまで配慮してくださっている、やってくださっている会社さんなのですが、同じ自動車業界さんでもそうでもないところもいらっしゃいます。

お名前を出すのは控えますが、ティア1の認識から大変低いところもありますし、現実的には先ほど仕返しがされないというお話がありましたが、仕返しを恐れているティア3以降の会社はいっぱいあります。ここの1次メーカーさんがどれだけ配慮してくださるかどうかということとはまた別に、正直申し上げて、完全な奴隷根性です。明らかに今の下請法に違反しているところを、でも、これを表に出すと仕事がなくなるということをはっきりと明言されるような事業主は現実的にいっぱいいます。

下請法が、今、Gメンだとか、そういったところが大変動いてくださっていますが、ペーパーがいまだに出ています。何%の値下げ、びっくりするほどこれは完全にアウトですよというものが、いまだに書面が出ています。だけれども、その書面をもらった下請業者さんは、絶対にそれを表に出してはいけないということを守っていらっしゃいます。そういう奴隷構造がいまだにあるという実情はぜひ御理解いただき、その方たちの思い方を変えるような支援をなさらないと多分これは成り立たないと思います。でも、先ほど申し上げたように、本当にマツダさん、スバルさんは大変ちゃんとやっけていらっしゃると思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

平田委員、随分待っていただきましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○平田委員 本当に繰り返し多様な小規模事業者の支援といったところ、さまざまに盛り込んでいただいて、ありがとうございます。

新陳代謝の促進ですとか、支援者サイドの多様化やITリテラシー向上、それから、従来の枠組みに縛られない金融支援ですとか、ワンスオンリー機能実装を含む手続簡素化とか、これまでの発言も盛り込んでいただいて本当に感謝していますし、こういう議論がされているということ自体が隔世の感を禁じ得ない、何か感慨深いなと思っております。

それだけでも本当に十分ありがたいのですけれども、気になるところとして3点申し上げます。

1つ目が、重点施策4の金融支援のくだりのところなのですけれども、クラウドファンディングの活用ということが書いてありますが、私の記憶の中で本委員会においてクラウドファンディングの議論が出てきていた記憶が薄いのですけれども、クラウドファンディングで資金調達できる人はごく少数です。結構発信力だったりとかいろいろ必要で、万人が使える施策では余りないというところがありますので、普通の一般の人も含めて個人の信用力を可視化していくような、そういう仕組みづくりについても触れていただけるとありがたいなと思います。

この検討会でも我々のパーソナルスコアリングプラットフォームという構想のお話を何度かさせていただいていますけれども、例えば商工会議所さんとか商工会さんに相談に行っている事業主の方の情報とか、まず相談に来ているという時点で結構本気だったりとか、信用力があるという評価をするということもできると思いますので、そういった情報連携も含めていろいろ御検討いただけるとありがたいと。この基本計画に載せるレベルの話ではないかもしれませんが、少し思いました。

2つ目は、これは質問なのですけれども、重点施策7のところでは、人材不足の中での人材確保・育成のくだりで、多様な人材活用ということで、副業・兼業の人材に言及されていますが、ここはあえて兼業・副業等による受け入れ促進と書いてあるのは理由があるのでしょうか。独立系のフリーランスである小規模事業者というか、個人事業主の活用なども今すごく期待されている部分かなと思いますので、そこもぜひ盛り込んでいただければと思っております。

3点目が、重点施策11のところでは、先ほども少しお話しさせていただいた情報提供の中の多様性確保ですとかITリテラシー向上でというところを書きいただいているのですけれども、情報提供の仕方とか、広報手段をいろいろ工夫するというのも大事だと思うのですが、これを言ったら元も子もないかもしれないのですけれども、誰が発信するかということも結構大事なかなと思っておりますし、今は政策的に小規模事業者の支援が商工会議所さんと商工会さんと決まっているのだと思うのですが、我々を含めて民間の非営利団体ですとか、既にターゲットにリーチしているいろいろな組織がありますので、そういったところもぜひ中小企業支援の中間支援組織の担い手としてお手伝いできるところはしていきたいと思っておりますし、どんどん活用していただきたいと思っております。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、長く待っていただきました。森委員、よろしく願いいたします。

○森委員 今回の改正で地域の持続的発展、これを重要要素に加えることで、地域にとっては必要な小規模事業者の支援をより拡充する方向へと進化させていることを目指している点は高く評価できると思います。

商工会地区は、人口減少、少子高齢化によりまして、今後ますます経済が縮小する傾向にあるとの危機感を持っております。そのため、公的な支援機関、民間事業者だけでなく地域の基幹産業を支えている農林漁業、ここの連携を図るべく商工会は活動しております。

す。したがって、中小企業支援機関の連携にとどまらず、地域の重要なプレーヤーを巻き込むといった、もっと大きな視点で地域の総力戦で臨むことが必要ではないかと思えます。その上で、商工会が実施している経営発達支援計画につきましては、市町村と連携し、地域の産業、経済状況をより深く捉えて実施していくことは、地域の持続的発展に欠かせないことであります。

重要施策10にあるとおり、地方公共団体が地域の特性に応じた施策を策定し、実施を図ることが担保できるように、国として強力にサポートすることが必要であります。また、これまで経営発達支援計画では、個社の経営計画策定、実行支援を最重点に取り組んでおりますが、これからもフォローアップを含めて継続していくことが重要と考えております。

しかしながら、先ほどもお話をしましたように、現場の商工会からは、業務が多忙になり人が足りないという声が多く上がっております。加えて、新たに地域経済支援が重要要素に加わってくると、実行面で十分に対応できないことが心配されます。国、県、市町村のそれぞれの役割分担の中でしっかりと支援体制が組めるよう、具体的な手当てが必要であり、それがなければ絵に描いた餅になってしまうおそれがあります。業務過多をさらに助長することのないように、何とぞよろしく願いいたします。

そして、最後に、今回防災・減災に向けた取り組みについてであります。前回の委員会で発表しましたとおり、商工会は地元自治体と連携して、復旧・復興支援に当たっております。今回この活動を基本計画の中に位置づけていただいたことにつきましても、高く評価したいと思います。

小規模事業者の災害リスクへの理解が十分進んでおりませんので、国はもとより、地元自治体にも協力いただきながら取り組みを進めてまいりたいと思えます。基本計画の改定は、我々として引き続き全力を挙げて取り組まなければならないというメッセージとして受けとめております。また、みずからも改革を進めなければならないと思っておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思えます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

時間が押しておりますので、1人2分以内でよろしく願いいたします。

後藤委員、よろしく願いいたします。

○後藤委員 多様な論点に目配りされて、まとめ上げられた御関係者の方々に敬意を表したいと思います。

全体を拝見しまして、最後に発言記録として残させていただきたいなと思うことがあります。それは多分骨子案あたりを拝見すると象徴的に申し上げられるかと思うのですが、もともと中小企業政策あるいは小規模企業政策、一般的に言えることだと思っておりますが、既存の事業者を保護するという側面と新陳代謝を促進するという側面、両方あると思うのですが、こうして例えば骨子案の全体像を拝見すると、どうしても既存の事業者の支援というほうにややもすると重きが置かれがちになりがちだと改めて感じている次第でございます。

例えば運用の仕方にもよるとは思うのですけれども、地域の持続的発展の項目を見ますと4つ挙げられています。地域牽引企業はいいとしまして、サプライチェーンの維持、災害等への対応強化あるいは地域のブランド化、産地産業の活性化、公共的サービス、地域コミュニティの維持、これはいずれもやり方によっては地域の既存事業者をずっと維持することになりかねないと思います。また一から議論をやり始めるわけにもいかないので、今回の計画はこれはこれでもう各論のところはよろしいかと思うのですけれども、今の問題意識に即しまして、2点論点を挙げさせていただきたいと思います。

一つは、開業率の低迷ということが余り今回は議論できなかったということがあります。開業率が低迷しているというのは事実だと思いますし、これは国際的に見て低迷しているので、引き上げようという政権全体の方針もあったかと思いますが、小規模事業者でも数が減ってきているというのは、廃業がふえているということもありますけれども、なかなか開業が起きにくいという側面もあろうかと思っておりますので、そこに対する今後の議論が必要になってくるだろうと思います。これは恐らく少子高齢化が進む中で、成長戦略が一段と重要になってくる我が国において、この開業率というのは大事になってくると思います。

もう一つは地域の発展です。これは地域の発展という論点自体がすごく大きなテーマですので、この場だけでは語れないと思いますけれども、政府全体との情報共有などを図って、今後もまた一段と議論を進めていただければと思います。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

立石委員、よろしく願いいたします。

○立石委員 人手不足という観点が多かったのですが、その観点から発言いたします。数多くいる商工会・商工会議所のOBの方々の活用も私は非常に大事だと思っています。自衛隊の方々が災害時にOBで活動されるのと同じです。こう言ったシステムメークは、人手不足の対応に、大きく寄与するのではないかと考えています。

その論点を更に広げると、私は「ダブルワーク」をもっと推進すべきだと考えています。何度も言いましたけれども、経済産業省の方々こそ、ダブルワークすべきだと思っているのです。本当にこれだけ、企業経営施策を議論している人達は、自分で起業し、ダブルワークする事は、国益に寄与すると思うのです。もったいないです。本当に一回借金してもらったら、経営者の気持ちや、経営とは何たるかが、より深く理解できると思うのです。「ダブルワークの推進」を、是非入れて頂きたいです。これは結局、後藤先生がおっしゃったように開業率にも直結します。合同会社設立とかと一緒にパッケージングにすることによって、経済センサスの数字を上げる。そうでないと、センサスの数字は上がりませんからね。開業率に反映しないので、そこはパッケージングが必要ではないかと思っています。

それから、多様な小規模と書かれているのですけれども、小規模はサービス業に代表される、生活衛生業が多いのに、どうもこの骨子だと製造業に偏っているように見られてし

まうと思いました。ですから、どこかにサービス業とか、理美容業とか何か文言を入れてやらないと、いけないのではないかと、思います。また製造業中心だなど、思われてしまいます。

ひいては、あらゆる申請書が経済産業省の場合は製造業中心になっています。サービス業を中心とした申請書のフォーマットをつくらないとだめだと思っています。製造業のフォーマットをサービス業に合わせるから、チグハグになってしまう。うまく合わないのです。これは、元ホテル経営者という観点からも、ぜひともお願いしたいと思っています。

支援策が多過ぎないかという論点もあると思っています。手を抜くではありません。しかし、余りにも細かな支援策で縦割りになり過ぎていて、現場ではどのような支援策を、こちらでどう使えるのか、戸惑いの意見も私はたくさん聞いてきました。だから、今後、施策は整理していく必要があると。しかし、この整理と言う言葉を言い過ぎると予算を減らせという話になるので、ここは注意しながらやっていただきたいです。小規模の中長期ビジョンのような、そういう言葉も掲げてしまわないと施策が届かないのではないかと思います。ひいては、「小規模企業・小規模事業者という言葉をもっとPRしないと世の中に響かないのではないかと思います。

経産省的議論ということを考えたら、数は減ってきたけれども、小さいけれども、本当に光っている企業は全国各地にある。その小さいけれども、しっかり光っている企業をもっと光らせるため、磨き上げするために、我々は頑張るのだという観点を際立たせれば、もっと地域の方々、小さい企業の方々にも響くのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○寺岡委員長 ありがとうございました。

それでは、あと3名の方がネームプレートを上げておられますね。三神委員、増田委員、安田委員の順番でお願いします。

それでは、三神委員、よろしくお願いたします。

○三神委員 ありがとうございます。

フリーランスまでカバーするときに、余りに実態として業種が多様過ぎて、フリーランスというくくりではなかなか届きづらいと。前々から申し上げてきてはいるのですけれども、職能団体ベースで周知活動をしていくこともお願いしたいと思います。商工会だと基本的に店舗があったり、設備があったりという方が多いのですが、少なくとも免許制だったり、資格が必要な職種というのは、建築士の方だったり理美容関係も大体業界団体があって、こういったところに周知活動をするアプローチがひとつ。こういったものがカバーしていない新領域であるとか、知識サービス系のコンサルティング領域については派遣しているエージェントが無数にあるため、こういったところも訴求対象になるでしょう。非常に大変なのですが、優先順位をつけて、ある程度歴史のある職能団体に対してはアプローチをする。いつも商工会で終わってしまうのですがそのさらに細分化された、しかも、技能でフリーでやっていくということは、職能単位で動いているわけなので、もち

ろんこういったところに登録されていない方もいますがゼロよりは広まる確率が高いであろうと。

もう一点は、OB活用と外国人登用に絡んでくる論点です。非常に本音ベースのお話で、ゼネコン関係ですと関係省庁が変わってきてしまうかもしれないのですが、下請、下請で多重構造でいろいろお仕事をさせていただくわけですけれども、日本人の現場の方に比べると、事故の潜在リスクが積み重なる可能性に非常に懸念があると。基礎訓練のレベルが日本基準の訓練を受けている建設業の方とはどうしても違ってくる。こういった事故のリスクを最終的に大手が全部負うのか非常に恐ろしいというのが本音だそうです。それであればOBの方をお願いしたい。このあたりの需要も非常に大きくなってしまっていて、もちろんいわゆる製造業の技術系のOBという議論もありつつ、建設業のOBの議論というのもボリュームゾーンとしては非常に多い。ここのアプローチも少し考えていかれることをお願いしたいと思います。

○寺岡委員長 よろしいでしょうか。

増田委員、よろしくお願いいたします。

○増田委員 たくさん勉強させていただきました。本当に7回、ありがとうございましたとお礼を申し上げます。

私のほうは本当にまちづくりについて、この20年くらい田舎の町でまちづくりをしてきた者にとっては、地域ごとに総力戦で臨んでくださるといような文言を入れていただいたこととか、伴走支援は今までも商工会・商工会議所を通じてしていただいていたのですが、これからももっと頼れる商工会・商工会議所になっていただくために、この小規模事業者に対する基本計画が生かされていったらいいと思います。

それから、いろいろな意味で私たちは自分だけではいけないので、商工会・商工会議所、中央会とか、いろいろな機関に支援をお願いするのですけれども、支援をお願いするためにも自分自身が自助をしていく、そこに共助をお願いする。受け身で今まで来ました私たち商店街、商人、小さな事業者ですけれども、何かをしてくださるのではなく、していただけるような環境、また体制も、人材の育成も、自分たちがしていかなければならないということを、これを見まして基本に据えておきたいなと思いました。

本当に長い間ありがとうございましたと感謝を申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

最後に安田先生、よろしくお願いいたします。

○安田委員 どうも御苦労さまです。

見ていて3つ感じたことがありますので、それを申し上げておきます。

1番目は、こうやっていろいろな計画をつくって、そして、支援策というものをつくっていく。それが小規模企業の人にどれくらい伝わっていくのかなというところが、伝え方というのは特に小規模なので難しいと思います。私の調べてみたところだと、信用保証制度みたいなセーフティーネット制度であっても、結構知らない人はいます。普通の人で社

会保障を知らない人はいないと思うのです。だけれども、中小企業の方々は、自分たちにやられている施策はわからないという形になっています。特に新しい企業ですね。では、商工会議所を通じて、商工会を通じて知らせる。多分、商工会・商工会議所という名前も中小企業庁という名前も、その人たちは知らない、わからないという形になるのではないだろうか。なので、そのあたりのところも計画を実現していく上では重要なのかなというところが一つです。

2番目、起業・創業支援ですけれども、2000年代は明らかに金融というものがネックになっていました。これは簡単なのですね。金融がネックであったら政策金融というものが展開する。今では信用保証などもやっているという形ですけれども、2010年以降になると、もう起業を志望しようという人がいないと。だから、周りに全然起業した人がいなかったら、日本人は変わったことをする人ね、だけれども、余りそんなことをやる人はいないよねと言われたら、同調意識が強いですから、しないのですね。だから、本当はそうでもないのだよということで、実はフリーランスというのは位置づけられるところがあるのではないだろうか。だから、データで出てくる話と実態としてフリーランスみたいなものを考慮していくと随分と違って、起業はみんながやっていることだと思ったら、少しは進むのかなと。あとは本当は教育ですけれどもね。

3番目に、事業承継、円滑な事業廃止というところですが、これは地域にとって不可欠であると。そんな話を書いてありますが、そうであれば、子供が継がなくてもいいのです。第三者どころか売ってしまってもいいのです。私は田舎のガソリンスタンドがあったら、売りに出されたらぜひ買いたいなと思っているのです。これは絶対に田舎は車がないとだめだから。のんびりと昼間は釣りをしている感じになりそうですが、そんなことでM&Aみたいな話はここにはないのか、見落としているのかもしれないけれども、あったらいいなという感じはします。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、改めて事務局よりコメントがありましたら、よろしく願いいたします。

○西垣課長 また本日も多数の意見、どうもありがとうございました。

一つ一つ、今ここで答えられる状況でもないのですけれども、いただいた意見を踏まえて、少し書き加えていければと思っております。

先ほど平田委員からいただいた、確かに重点施策7のところは兼業・副業だけ書いてあるとアンバランスだなというのはおっしゃるとおりだと思っていて、そういったところは書き足させていただこうと思います。それと、加藤委員の二項対立のように書かれているところを含め、若干、ここの中で議論していた自助、共助、公助のところは確かに弱かったかなというところもございしますので、そのあたりも少し工夫をしたいと思います。西村委員から明確に言われたところも踏まえたいと思います。

あとは本当にいろいろな方に言われましたけれども、どう伝えていくかと。我々もこの

基本計画改定案を一生懸命つくっておきながら、これは誰が読むのかなど。今日ここにいらっしゃる方が読んでくださって終わってしまうのかなということではいけないなど思っております。この基本計画をさらにどのように施策として落としていくか、それをどうやって、今日もフリーランスの方というお話がいろいろ出ましたが、伝えていくかということについても、引き続き検討していきたいと思っております。

三神委員からあった職能団体という件ですけれども、中央会や商店街振興組合といった組合の方々にもここには入っていただいている、商工会・商工会議所というある種の地域という枠組みだけではなくて、組合といった形での職能的なまとまりということも我々も視野に入れておりますので、そのあたりもしっかり今回も書いているのですけれども、そこが余り目立たなかったということであれば、もう少し書き加える等もしたいと思っております。

私からは取り急ぎここまでです。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

本日、皆様方からいろいろな意見をいただいたのですけれども、事務局と私のほうで修正をしたいと思っております。御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○寺岡委員長 ありがとうございます。その上で、再度皆様に御確認をしていただく機会を設けます。

それでは、事務局より今後のスケジュールについて御紹介をお願いいたします。

○西垣課長 資料の中に（ご参考）ということで、今後のスケジュールというものを入れてあるのですけれども、分量的に大して書いていないので、もし正面に映れば開いていただくよりそのほうが早いかなとも思うのですが、本日、実質的にこうやって皆さんに集まっていたいて議論するのは今日が最後と考えておりますが、いろいろいただいた意見を踏まえまして、寺岡委員長と御相談しながら、加筆、修正等をしたいと思っております。

その上で、3月中旬ぐらいに皆様方に小委員会という形で報告できるようなことを念頭に置いて、一旦、その前に修正案を送らせていただこうと思っております。今日から1月下旬ぐらいにかけて修正案を送らせていただき、3月中旬ぐらいに書面の形で小委員会と。それで3月下旬ぐらいにこの小委員会の上の中小企業政策審議会に報告して、今回受けた基本計画改定についての大臣からの諮問に対する答申という形で進めていきたいと思っております。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、最後に安藤長官より御挨拶をお願いいたします。

○安藤長官 遅参をして、大変失礼をいたしました。

寺岡先生を初め、委員の皆様方にはこの5月以降であります、7回にわたりまして集中的に御議論いただいたことに改めて感謝申し上げたいと思っております。

最初のこの集まりを再開していただくに当たって、改めて日本が直面をしている少子高齢化、人口減少、各地における過疎化の進展というのでしょうか。そしてまた技術、これ

までとはスピード感の違うICT、IoT、IT、こういったことで言われる技術の進展ということの中で、小規模事業者の皆様、そして、私どもが行わなければいけない政策のあり方ということ、できるだけ総花ではなくて正面から捉えた御議論をお願いしたいということで御議論をいただきました。大変ありがとうございます。

今の皆様方のお話をお伺いしながら、改めて中小企業・小規模事業者の皆様方にこういった大きな構造変化の中でしっかりと頑張っていたかと思わせていただいております。機能というは無機質な感じだと思うのですが、その方が、我々も皆様方もそうだと思いますが、御自身たち、自分たちの存在を必要としておられるいろいろな方々がおられるというその力学を、この方たちの発展の中でも最大限使わせていただくという口幅ったい言い方ですが、お支えをしていただきたいなということかなと思わせていただいております。

語弊を恐れずに申し上げますと、中小企業・小規模事業者の皆様方というのは、御案内のとおり、従業員規模と資本金規模である種機械的に切っている。逆に言うと、それにすぎないということだと思っております。現実の物の流れ、サービスの流れ、こういったものを考えますと、湯崎知事もいらっしゃいますけれども、7月豪雨の広島においては、マツダという会社のもとでのサプライチェーンは1,000社おられると。こういった方々が同時に被災をされておられる。そうすると、中小企業・小規模事業者の方の問題はマツダの問題であり、広島県全域の問題であり、日本の自動車産業の大きな生産能力に与える影響にもなっていくということだと思っております。

そうすると、語弊を恐れずに申し上げますと、中小企業の方だけを見て、中小企業の方、小規模事業者の方だけに、私は言葉に品がないものですから、揺すぶらせていただいて頑張れということも申し上げても、先ほどの今直面している変化の大きさがすさまじく大きな構造問題でありますので、いかんともしがたかなと。

それが先ほどの支援策が多過ぎるという話にかかわると思うのですが、多いということは、逆に刺さっていないのですね。刺さっている施策があったら1本か2本で済むのですが、非常に自虐的な思いをしながら、中小企業・小規模事業者の皆様方の施策というものを、また、こういう一覧を見ると、ちょうど年末なものですから、予算とかいろいろあると改めて感じさせていただいております。

そういう中で、やや宣伝になりますが、事業承継に対する税制の支援は、去年の会社とことしの個人事業主ということで、これまでにない改善というか、進展をしていただいたと。これは私どもというよりもむしろ世の中ですね。メディアの皆さん、そして、政治の皆さんが今直面している高齢化社会における中小企業・小規模事業者の方の経営社の方々の世代交代をどう進めていくのか、これはもう待たないでということで、相当突き詰めて考えた結果だと思っています。これで物事が解決するというよりも、そういう大きな変化に直面をしているというある種の危機感と、逆に言うとそれをどうチャンスに変えてい

くのかという逆手にとっていく議論がかなりいろいろなところで行われつつあるのかなという一つの証左だと思わせていただいております。

伝え方というお話もございました。伝え方の前に、私どもは今日のお話もそうですけれども、誰に対してこれをお示ししているのかなということを改めて考えないといけないのかなと思っております。伝え方の前に、今日の小規模企業基本法に基づく、この計画案はどなたに対して皆様方のお知恵をいただいて、私どもがお示しをしているのかなということを改めて考えながら、また、寺岡先生と御相談をさせていただきたいと。

前に御紹介したかもしれないですけれども、「中小企業白書」「小規模企業白書」というものがあります。これも自虐的に申し上げると、誰も読んでいないだろうなという代物ですね。これは読んでいただかないと、国会報告なものですから、国会で報告するというのが目的になってしまっていて、メディアの皆さんが入っているとまずいかもしいんですが、改めて、今日、調査室長がおられますけれども、これは中小企業・小規模事業者の経営者の方に読んでもらって、腹にすんと落ちることで、もうその一点でやろうということで、事例を出させた。

ただ、事例も我々が書くと、決まったような事例ばかりになるわけですね。それを掘り込んでいただいて、今、クラウド利用によって、どんなコストとどんな御利益があったのかと、これを金銭でできるだけ表示させていただきました。月幾らのクラウド利用によって、バックオフィス業務がどれぐらい還元されて、どれぐらいの利益がふえたのかということ、これは事業者の方々に御了解をいただいて、そういう数字を。そうすると、読んでいただいた方はこういうことなのかと。そうすると、中小企業・小規模事業者の方はアクションは早いですね。すんと落ちるとすぐ、こんなことだったのかと。こういうことですんと行っていただけける計画をつくらせていただかなければいけないのかなと思わせていただいております。

それと、後藤先生のお話も含めて、開業・創業のお話ですね。これもまた半分、次の白書の宣伝になりますけれども、今度の白書は、新陳代謝の中で、事業承継というものがワラウンド、これから制度をお使いいただくということで、改めて創業・開業・企業政策というものを反省の念を込めて総括しながら、もう一回再構築をさせていただきたいということを大きなテーマにしたいと思っております。

そういう中で、働き方改革ということも含めたある種のフリーランスという三神委員のお話もあったけれども、これも一つの社会構造変化であって、IT活用というところからやると、これをうまく使えば実はかなりいい意味で手軽に創業ができるという客観条件が逆にそろいつつあるかもしれないものですから、そういうものを捉えながら、もう一度開業・創業というものを捉えさせていただきたいと思っております。

決して、私どもは何かあるものがそのまま存続していればいいという価値観ではなくて、それは許されない客観情勢だと思っておりますので、やや踏み込んで申し上げると、先ほども数のお話がありましたが、数は逆に減ってもいいとは言わないけれども、減るこ

と自体を防ぐということではなくて、こういう技能を持っておられる方々、かけがえのないという価値観は、いろいろな価値観があると思います。今日、まさにこれまでも。私どもはどうかして、そこは崩れないようにとめながら、できればそこを発展させていかなければいけない。こういう思いで私どもは日常の業務をさせていただいていると思っております。

いずれにいたしましても、皆様方の御知見、そして、寺岡先生の大変なリーダーシップでここまで御議論を引っ張っていただきました。さらに皆様方の御指摘を踏まえて、よりいいものにして、小規模事業者の皆様方がお読みになられて、こういうことなのだなど。御自身たちを取り巻く環境とこれから進んでいく方向性、そして、支援機関の皆様を含めて、こういうことだということができるだけ腹にすんと落ちていただけるようなものにさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、7回の御審議につきましては、改めて御礼申し上げます。(拍手)

○寺岡委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第16回「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」を閉会いたします。

本日も長時間にわたり貴重な御意見をいただき、また、本委員会の円滑な運営に御協力いただき、ありがとうございます。

皆様のお時間を頂戴しての会議は以上となります。引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

午後5時01分 閉会